

## 証券取引事犯に対する取締りの強化について

〔平成3.3 内捜二発第5号、内生総発第5号、各管区警察局長、警視總監、各都道府県警察本部長、各方面本部長あ  
て〕

### (概要)

証券取引の内部者取引規制に関して、「証券取引法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」(平成元年政令第22号)、「証券取引法施行令の一部を改正する政令」(平成元年政令第23号)及び「会社関係者等の株券等の取引規制に関する省令」(平成元年大蔵省令第10号)が制定されたことを受け、内部者取引等の証券取引事犯の取締りの徹底を指示したものである。

主な指示項目の概要は、

- 取締りの重点
- 情報収集活動の強化
- 視察内偵捜査の推進

等である。